

## 苫小牧市民自治推進会議（平成26年度第1回）会議録

開催日時 平成26年5月14日（水）午後6時40分～午後8時40分  
開催場所 苫小牧市役所9階 第2委員会室  
出席委員 高野会長、佐藤副会長、青山委員、川上委員、川島委員、竹谷委員、  
谷岡委員、福井委員、水口委員、家守委員  
欠席委員 なし  
事務局 市民自治推進課長（加賀谷）、市民自治推進課長補佐（中村）、  
市民自治推進課主査（吉田）、市民自治推進課（中島）  
報道機関 苫小牧民報社記者  
傍聴者 なし

### 1 開会

○事務局（加賀谷市民自治推進課長） 本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。ただ今から、苫小牧市民自治推進会議を開催させていただきたいと思っております。

#### 【人事異動説明あり】

それでは、高野会長、よろしくお願ひいたします。

### 2 会議

#### (1) 住民投票制度行政素案に係る主要論点の検討について

●高野会長 はい、皆さん、こんばんは。前回の会議2か月ほどちょっと時間が空いてしまいましたけれども、本日も前回の会議同様ですね、住民投票に対する行政素案に関する主要論点の検討について、事務局の方から説明という形になります。

それでは、会議次第に従いまして進めたいと思っております。まず、今日は「成立要件」、行政素案でいうと46ページ47ページの部分について、まず、事務局の方から説明の方、お願ひします。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐）はい、それでは、事務局から説明いたします。本日の会議におきましては「成立要件」、それから「請求権者」と「市の権限に属さない事項」、「その他論点」の大きく分けまして4項目について御議論いただければと考えております。

それでは、「成立要件」の方から行政素案の考え方について説明をしたいと思いますけれども、行政素案の46ページ、47ページをお開きいただければと思います。場所が分からない委員さん、いらっしゃいましたらお知らせください。よろしいですね。それでは、行政素案の46ページ、47ページに従って「成立要件」についての行政素案の考え方について御説明いたします。

行政素案の中では、「成立要件を設けない。」ということで整理をさせていただいております、で、この「成立要件」というのは、「住民投票が行われても一定の投票率に達しない場合については、十分な民意を反映していないおそれがある。」ということを経由して、一定の要件、それを「成立要件」と呼んでおりますけれども、「成立要件」を設ける

という考え方が自治体によってはあるところがございます。それで、この「成立要件とは、一体どういうものなのか。」ということなんですけれども、「開票要件としての成立要件」と、もう一つはその、「尊重義務を発生させるための要件としての成立要件」の二つに性質が分かると考えております。他の自治体で一般的に規定されている「成立要件」というのは、1番の「開票要件としての成立要件」という整理が一般的であろうかと思いますが、一部自治体におきましては、住民投票の結果の尊重義務を発生させるための要件として、その要件を整理している自治体もあるところがございます。で、私どもの市の行政素案といたしましては、「開票要件としての成立要件」、また、「尊重義務を発生させるための成立要件」のいずれについても、これを設けない。」ということで整理をさせていただいております。

1番目の「開票要件としての成立要件」でございますが、これは一定の投票率に達した場合に限り、開票が行われる要件として設定するという考え方です。ですから、一定の投票率に達した場合は、当然、開票が行われますが、投票の、まあ、開票が行われることとなりますので、当然、開票もされ、その結果というものが明らかになるということになります。また、一定の投票率に達しない場合は、当然に開票は行われませんので、住民投票の賛否の内容というものは明らかになることはないということになります。で、この「開票要件としての成立要件」を設けない理由としては、実際に住民投票が行われる場合については、相当の費用と労力が費やされるということがありまして、いかなる場合であってもやはり開票されるべきであろうという考え方に基きまして、開票するということを前提とする整理をしております。これは、市民に対しての情報の公開を保障する観点からも必ず開票を行って、その住民投票の賛否の内容についての結果が公表されることが、市民の知る権利を保障するために必要だという考え方に基づくものでございます。

それから、2番目の「住民投票の結果の尊重義務を発生させるための要件としての成立要件」ですけれども、これは、「開票をする。」、「しない。」ということではなくて、尊重義務を発生させるため一定の投票率に達した場合には「成立をする」、「成立をしない」という考え方。「尊重義務が課される。」、「課されない。」という整理になります。で、このような要件をですね、設けない理由というのが（行政素案の）47ページの上から書いているところになりますけれども、まず、前提といたしまして、「必ず開票を行う。」という立場に行政素案は立っておりまして、そうなりますと、仮にその、住民投票の結果について尊重を、結果を尊重する義務というものが発生しないという整理をしたとしても、「事実上の尊重の要請」というものが発生することが予想されるところでありまして、混乱を招くおそれがあるということ。また、投票率の結果に対する尊重というのは、投票率、賛否の内容を総合的に判断して果たすべきものであると考えていることが二つ目の理由になります。それで、また、このような尊重義務を発生させるというような要件を設けることによりまして、投票に行かないようにするというボイコットの運動が発生することも懸念されることから、このような規定を設けることは適切でないという整理の下です、ですね、「いずれの成立要件も設けない。」という考え方が行政素案の考え方になります。

「成立要件」の考え方は、以上となります。よろしく申し上げます。

●高野会長 ありがとうございます。「成立要件」の説明を今、事務局の方からしていただきましたが、それについては何か御質問等はございますでしょうか。

●水口委員 はい。

●高野会長 はい、水口委員。

●水口委員 一点なんですけど、あの、説明の中の「住民投票が行われても一定の投票率に達しない場合には、」という「一定の投票率」とは、どういったことなんでしょうか。

○（中村市民自治推進課長補佐） よろしいでしょうか。一定の投票率というのは、まあ、例えば50パーセントと決めた場合はですね、「投票率が50パーセントを超えている場合は、その要件を満たす。」とか、「40パーセントを超えた場合は、その要件を満たす。」とかですね、「60パーセントを超えたときには、その要件を満たす。」とか、それを何パーセントにするのかというのは自治体の考え方によるところかと思いますが、多くの自治体では、「過半数」とか「50パーセント」というような一定の投票率を定めて、それを要件としている自治体が多いと考えております。

●水口委員 ということは、一定（の投票率）ということは、その一定（の投票率）も内容によっては、こう、動くという、（変わってくるのですか。）

○（中村市民自治推進課長補佐） まあ、それは、仮にそういう要件を設けるとした場合についてはですね、50パーセントと規定したり、60パーセントと規定したり、それは、率は決めないとならないということで、当然、条例の中にも書き込まれるということになります。ただ、一般的には過半数というか50パーセントで設定している自治体が多いとは考えております。

●高野会長 他、何かありませんでしょうか。市長に提言したとき、ここは、「成立要件は、設けない。」っていう文言じゃなかったでしたっけ。

○（中村市民自治推進課長補佐） それは、市民検討懇話会からの提言ということですね。そうですね、その部分はですね、両論分かれた部分がございます。あの、ただ「尊重義務を発生させるための要件として成立要件を設けるべきだ。」という考え方と、「いや、そういったものはいらないんだ。」という考え方の二つがあので、併記された形になっています。それでただ、市民検討懇話会の議論の中での委員さんの全員一致していた見解というのは、「必ず、開票をする。」というところが前提としてありましたので、ここの参考資料の2のところに掲載しております「開票要件としての成立要件」は、そういった意味では「そういう要件を設けるべきだ。」という委員さんは、当時の（市民検討懇話会の）委員さんはいなかったのです。ですから、行政素案につきましても、「必ず、開票する。」という前提で、考え方を構築しているということになります。

●高野会長 他、何かありませんでしょうかね。川島委員、他、何かありませんでしょうかね。

●川島委員 あ、いえいえ、ないです。

●高野会長 ないですか。他、なければ次の説明を事務局の方にさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

では、次、「住民投票の請求等について」、市民、議会、市長自らの発議というふうに三者からの請求ができるというシステムになっておりますが、その部分について、事務局の方から説明の方、お願いします。

○（中村市民自治推進課長補佐） はい、それでは「住民投票の請求等について」ということで、「市民からの請求」、「議会からの請求」、「市長自らの発議」のこの3本についての考え方を行政素案に基づいて説明したいと思います。行政素案の7ページから8ページにかけての説明になりますが、7ページを御参照いただきたいと思います。場所はよろしいでしょうか。

それではあの、7ページ目から説明をしたいと思いますが、住民投票の請求について行政素案では「市民からの請求」、「議会からの請求」、「市長自らの発議」の3本を制度として設計をしているところがございます。

「市民からの請求」につきましては、前回の（会議の）署名数のところでも議論がありましたけれども、当然、住民投票を想定するに当たってですね、市民からの請求がないということは考えられませんので、当然、市民については一定の要件、これは、通常、署名を集めて請求するということが一般的であろうかと思えますけれども、一定数の署名、具体的には4分の1の署名を収集したら自動的に住民投票が行われるということで、必ずこれは要件として設定されているものと考えております。

それから、もう一つ行政素案の中で、ああ、もう二つですね、「議会からの請求」と「市長自らの発議」という請求について制度として置いているところです。7ページ目の2の部分から御覧いただきたいと思いますけれども、常設型の住民投票条例に「議会からの請求による住民投票」や、「市長自らの発議による住民投票」の規定を設定しない場合、議会や市長が住民投票を実施したいときには、その都度、個別設置型の住民投票条例を議案として提出する必要があるということになります。このような場合、住民投票に付そうとする個別案件の議論と、住民投票の制度設計の議論とが複雑に絡まることによりまして、結果として、条例の議決に至らずに住民投票が実施できないということも考えられるということです。次のページをお開きいただきたいと思いますけれども、そのため、常設型の住民投票条例に議会からの請求による住民投票の規定や、市長自らの発議による住民投票の規定をあらかじめ設定しておくことによりまして、住民投票の対象であります「市政の重要な課題」について、議会と市長との意見の調整が図れない場合、あるいはその、市民の意思を明確に把握する必要がある場合等において、「議会からの請求」や「市長自らの発議」によっても住民投票の実施を可能とするという制度としているということになります。

それで、「議会からの請求」につきましては議会が議決すべき事件とすることを予定しておりまして、議決をするということになると自動的に地方自治法上の規定が適用されることとなりますので、具体的には議員定数の12分の1以上、過半数の議決をもって議決をされれば、「議員として」ではなくて「議会として」の請求がここで行われるということになります。

それから、「市長自らの発議」ですけれども、これについては、市長は自ら発議をすることができるということで制度設計をしております。

一応、ただ、ここの部分についてはですね、行政素案は「この3者が（請求権等を）持つ。」という考え方で整理をしているところではございますが、自治体によってはですね、「市民だけの請求」としている自治体も、一定程度はあるということになります。件数としてはですね、19市の、以前お示しをしている資料（常設型住民投票条例 項目別一覧表（住基人口10万人以上））で、10万人以上の19市の中ではですね、3者に、「住民」、「議会」、「市長」の3者に請求権等を与えている団体が13団体、「住民のみの請求権」としている団体が6団体、ということで、約3分の2が、あの、「3者」、住民、議会、市長に請求権等を設けているという団体の状況ということになります。

事務局からは以上です。

●高野会長 はい。ありがとうございます。それでは、今の説明に関して何か質問等ありませんでしょうか。

●川島委員 はい。私の方から。

●高野会長 お願いします。

●川島委員 あの、前にこう、議論で「3者じゃなくても、市民だけでもいいんじゃないか。」というふうに、私は発言した記憶があるんですが、基本的にこの住民投票という制度でなくても、議会と市長さんはそれぞれのこう、何て言うんでしょうか、手続でね、あの、やりとりができるようになってるんですよ。何か問題点があったら、例えばその、議会の解散だとかね、あるいはその、市長はこう、色々と、あの、何て言うんですか。市長の辞職とかねっていう形で信を問うというような場面もあったりすると思うんですよ。

で、そもそもこの議案というのは、やっぱり「市民に開かれた行政参加をしていただくんだ。」というようなことが、確か骨子にあったというふうに思ってますから、あの、私はあえてその、既存の議会や市長というのはね（住民投票の請求等は）必要ないんじゃないかというふうにちょっと常々考えているんですけども。

で、質問はですね、もし仮にこう、市民だけ（の請求）が、こういった住民投票（の請求等の制度）になった場合のですね、逆にこう、「欠点、問題点っていうのは、どの辺にあるのか。」というところをちょっとこう教えていただけると有り難いと思います。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） なるほど、分かりました。

まず、前段、質問ではないんですけど、前段、川島委員がお話されたことがですね、1者に請求権を持たせているという論拠付けをしているところの主要な意見になろうかと思えます。まあ、既に権能を持っている議会、市長、「住民投票は、まあ、条例を作ればできるし、また、あの、それ以外にも解散をしたりとか議会で審議をしたり、自分が既に施行権を持っている中であえて設定するのはどうなのか。」という御意見かと思えます。で、それを踏まえて、1者としているところの考え方というのは、当然、そういう権能を使えばですね、現行の地方自治制度の中では施策を実現できるので「住民投票は、住民のみに保障すべきだ。」というのが1者の考え方になります。

それであの、御質問の「欠点」なんですけども、まあ、欠点と言うのかどうかはちょっと分かりませんが、あの、例えば議会とか市長とかがですね、対立をして「うまくいっていない。」というようなときに、それ（住民投票）を解決手法として仮に、議会あるいは市長が住民投票をそういう手段として（使う）、住民投票で解決をしようと思ったときに、それは、なかなか難しいのではないかと（1者しか設定されていないので、住民投票では解決できない）ということかと思えます。

まあ、それがデメリットと言うかはちょっと別の問題なんですよ。実際、大きい自治体においてはですね、市民、議員さんとその市民が一緒になって署名を集めるとか、また、市長がそういう任意の団体を作って（市民に署名収集を）行わせる強い市長もいることもケースとしては考えられますので、「絶対、できないか。」と言われれば、微妙なところはありますけれども。

ただ、あの、自ら持っている権能を直接行使をすることによって、まあ、そういったことを住民投票によって打開しようとするのは、制度上はできないことになります。まあ、それが欠点かどうかというところは評価が分かりますので、あの、何とも（言えない）と

いうところですが、そのようなところかと思えます。

●高野会長 はい。他、何かありませんでしょうか。竹谷委員、何か。

●竹谷委員 議会からも市長からもみんな発議できるっていう、発議とか請求できるっていうのが1番ベストなのかなあとは思いますが。

まあ、乱暴なやり方で「市長の解職だ。」とか「何だか。」っていったらもう、全然、乱暴なやり方になっちゃうんで。まあ、市民に要は「信を問う。」っていう形のものとしては、ベストなのかなあとは思いますが。まあ、「議会解散だ。」「市長解職だ。」って言ったら、もう次元の違う話になってきちゃうんで、信を問うのには1番ベストなのかなあとは感じております。

●高野会長 （市民検討）懇話会のときは、どういう評価にしてみましたっけ。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） ええとですね、（市民検討）懇話会のときには「3者が持つのが適当だ。」という論拠になります。で、そのときの議論としてはですね、「市長、議会が権能を持っているのに、更にそういう権限を持つということはどうなのだ。」という議論の中でですね、「バランスが崩れるのではないか。」という話しもちょっとあったんですけども、まあ「バランスが崩れるという議論とするのであれば、3者がそれぞれ持つのがバランスが崩れないし、バランスがよいのではないかという考え方ではないか。」というような全体議論の中でですね、それで「3者が持つのが適当ではないか。」というように、落ち着いたというところですね。

●高野会長 他、何か。

●佐藤委員 あの、多分、川島さんが言われたのは、きっと、「選挙」という名前ではないけども、要するに「住民投票」という名を借りた選挙のようにもなりかねないわけですね。

●川島委員 そのとおりですね。

●高野会長 逆にこう、まあ、3者持っているという自治体で首長自らの発議は、まあ、それほど厳しくはないんですけど、議会からの請求といった場合には、条件が結構厳しくしているところというところはあるんですか。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） やはり、オーソドックスなのは、自治法で規定されている「12分の1以上の提案」で「過半数議決」というのがオーソドックスなところになります。ただ、別の要件を課しているところは、ないわけではありません。

●高野会長 市民からはまあ、緩やかにしておいて、まあ、首長であるとか、議会だとかは、まあ、多少は厳しくしているところ、ないわけではないということですよ、そうですね、そうすると。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） 「ないわけではない。」ということです。

●佐藤委員 これ、議員の12分の1ということは、派閥っていうか、会派でも成立できるわけですよ。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） そうですね。3人以上ですから、別に同一会派に限って3人ということではございませんので。

●佐藤委員 （同一会派に限ってでは）なくてね。だから、どっちかっていうと、議会というよりは議員という方がこの数値から言うと近いですよ。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） まず、「議員」が請求をするわけではなくて、「議会として」請求をするということになります。

●佐藤委員 うん、だから、議会とすると12分の1という数字はね、全体数からいくと。若しくは議会数の半分っていうんだったら議会だけど、どっちかっていうと12分の1っていうと、今、言った会派とか何人かさえ集まれば、「議会」という名前の下で（住民投票の請求が）できるわけでしょう。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） それは、あの、提案だけですので、結局、その提案が過半数以上の議決で議決をされなければ住民投票は請求できませんので、住民投票はできないということになります。ですから、まあ、提案はできるよと。

●佐藤委員 （住民投票の）提案はできると。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） ただ、それが実際に、過半数議決を得なければ、議会として請求できませんから、その要件があるということです。

●佐藤委員 それも、でも、一応50パーセント、要するに51パーセント取れば議会（からの請求）として扱うということですね。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） そういうことになります。

●高野会長 他はありませんでしょうか。重要な部分ではあるとは思いますが。

●竹谷委員 先ほど、あの、「議会では過半数」っていう話だったんですけど、過半数以外のとこってあるんですか。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） 自治体の中ではあります。ないわけではありません。ただ、自治法上の問題をはらんでいると事務局としては考えております。

●高野会長 自治法上も、超えてるところも、まあ、実際はありますよね。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） 見る限りでは1団体ですね。まあ、ちょっと全てというのはあれですが、

●高野会長 まあ、「それは、どうなんだ。」っていう問題はもちろん、多分、出て、いず

れ何か手続をしたときにまあ、出てくるのかなっていう部分ではあるんだと思うんですけども。やはり、国法から逸脱するようなものは、ちょっとやっぱり条例なのでできないというのが多分、事務局の解釈ではあるんだろうなと分かってはいるんですが。

いかかでしょう。今の時点では、まあ、3者がよいというのが（意見として）出てますけども、やっぱり本当は「2者でもいいんじゃないか。」っていう（意見もありますか）。

●川島委員 え、2者っていうのは、誰と誰のことですか。

●高野会長 「いやいや、それは議会だけでもいいし、市民と議会だけでいいんじゃないか。」「首長はまあ、自分で身を削れば、失職すれば、やり直し選挙でいいんじゃないか。」っていう考え方も、もちろんありますし。

福井委員の方は、長くこれ、やっていますけど、当時の意見も含めて、

●福井委員 はい。やっぱり、住民投票にかかる案件は、その、本当、市の重要なことっていうのもありますけども、まあ、大体が、何か問題があったときに出るということが前提になった中で、「議会が意見が真っ二つになった。」「議会と市長が真反対の意見で、全然、折り合いがいかない。」。そんなときに、当然、「両者が発議権を持っていれば、その場ですぐ「住民に聴こう。」だとかっていうことにもスムーズに移行できる。」だとか、まあ、そんなこともあって。

まあ、本来考えている方向というのは、私たちこの（市民検討）懇話会というか検討してきた方は、「市民の権利だけあればいい。」っていうこともあったんですけども、でも、実際、市民で住民投票までもっていくのには相当な労力がかかるだとかっていうことを考えても、市長、議員さんの協力も得ながらやれた方がいいのかなという面もあって、まあ、3者にあっていいんじゃないかっていうふうになったような気がします。

●高野会長 それを踏まえて、「やっぱり、それでも1者じゃなきゃ駄目だ。」って意見が、もしあれば。

●福井委員 「市民だけでいい。」というか、

●高野会長 私の意見としては、まあ、私も「3者でもいいんじゃないか。」というのが、まあ、結論ではあると。その理由としては、先ほど事務局の説明があったとおり、市民、我々、市民目線からの考え方というのも、もちろんあると思うんですけど、行政職員であるとかそういうものに携わっている人間からすると、まあ、今、福井委員もおっしゃったような議会と首長との対立。そういった場合に、「こういう制度があれば、まあ、有効に使えるんじゃないか。」「市民から要求するというものは、あまり想定されていないんじゃないのかなあ。」っていうふうには、私自身は思っていて、その理由が、「議会と市長が対立したときに、どちらかが市民に意見を問いましょう。」と。まあ、もし、駄目であれば議事を解散するでも、市長が失職するでも、それはどちらでも手続上できる、今でもできますから。そういう制度上できるっていうものももちろんあって、まあ、色んなその市民に意見を問う考え方も担保として、そういう制度を設けた方がいいんじゃないかというふうに思っているんで。

まあ、そういうところを考えるとまあ、市民からの要求というよりかは、行政側から見ている程度使いやすい制度であった方が、それはそれで市民の利益になるんじゃないかというふうに考えてはいるんですけども。まあ、「それではない。」というのももちろん考

え方も（あるかもしれませんが）。「市民あつての議会であり、市民あつての市長であり、市民あつての自治体である。」という考え方からすれば、「市民だけでもいいんじゃないか。」っていう考え方も、もちろんないわけではないと思いますので、その部分について、まあ、意見を色々出していただいた方がいいのかなとは思うんですよね。

●川島委員 ちょっと私からいいですか。

●高野会長 はい。

●川島委員 ちょっとさっきお話しした中でね、今、佐藤さんの方から私の意図をきちっとこう、お伝えしていただいたんだけど、まあ、あの、結局、今の話で、こう、「議会と市長さんがね、対立をしたその問題解決のね、一つの手段として住民投票を使うんだ。」と。まあ、一見それはそれで正しい感じがするけど、そもそも議会でね、「市長さんはお互いにね、代表者なんだから、それなりのすり合わせはね、これは義務としてきちっとやってくれ。」と。いわゆる垂流しにしてね、「後は、皆さんの住民投票だ。」っていうのはね、ある意味、こう、責任放棄ではないかなという点がね、ちょっと心配だと。

だから、その辺をもし3者の場合にね、防ぐような、何かこう、ものがあればね、いいかなとは思ってはいるんですよね。

何かこう対立したら「じゃあ、住民投票するぞ。」みたいな形でね、お互いの責任を放棄し合うことになるのはまずいんじゃないかなっていうふうにちょっと感じるんですよね。

●福井委員 それはありましたよね、そういうのね、うん。

●高野会長 他、谷岡委員、何か。皆さん、一言ずつはしゃべっていただきましょう。結構、重要な部分なので。

●谷岡委員 本当は、これ、あの、一応、3者が持つことがやはり公平なのかなというふうに思うんですよね。やはり、あの、市議員もやはり市民の代表であって、また、首長も市民の代表で、お互いに話の中で意見が合わないときは、やはり、そこで「市民がその、意見を言える場があるよ。」と。お互いに切磋琢磨して考えていく場ではないのかなと思っております。

●高野会長 市長も市議会議員も市民の代表ですから、ただ、まあ、市民代表でも判断できない部分も、もしかしたらあり得る可能性はあるということですよ。まあ、そういったためのための担保としての制度というのは、確かに考え方としてはあるのかなというのは私も思うんですよね。青山委員、（いかがでしょうか。）

●青山委員 はい、僕は3者でいいと思います。

あの、理由を話すときちょっと長くなるんですけどもね、簡単に言うと、僕が思うところでは、その、議員さんが例えば、ちょっと話ずれるかもしれませんが、例えば議事にかけて住民投票をしますよと。僕が思うのは、その議員さんとその市民との考え方のギャップがあると思うんですけども、そこを問う場面っていうのは、多分、必要だと思うんですよね。

まあ、色々、分かった話とまあ、全てがずれてる訳ではないんですけど、明らかにずれている議員さんもいるなっていうのも感じますし、そこが（住民投票に）上がってきたと

ころを住民で是非を問うっていうのは、すごくいい制度なんじゃないかなっていうふう  
思うんで、3者でいいと思います。

●高野会長 家守委員、お願いします。

●家守委員 はい。どっちがどっちかって、すごく判断が付かなくて、今、青山委員の方  
から言ったところがすごく納得して。そういった意味で、3者でいいのかなっていうふう  
に、今はようやく納得できた感じですね。

●高野会長 川上委員の方はどうでしょうか。

●川上委員 はい。うんと、やっぱり、3者が持つことがいいんじゃないかと思っていま  
す。やっぱり、議員さんと、何ていうの、市民の考え方が何かちょっと違うようなときも  
あるような気がするので、何か、やっぱり、一般市民にも言えるところがあると助かるか  
なと思います。

●高野会長 はい。どうぞ。

●福井委員 いや、前も確か考えてたんですけど、確かに、前なんかその、今までの事案  
で、その、商店街か何かで町の何かを作るのに市長がすごい軽い、全体の話題でもないの  
に住民投票やって、責任転嫁だとかっていう事例がどこか（の自治体）で確かあったって  
いうのを聞いて、そういう使い方をされたら確かにたまったもんじゃないなど。

だけど、市長は自らの判断でこういう住民投票できちゃうんですもんね。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） 行政素案では、そうです。

●福井委員 そうですもんね。あの、（市長自らの発議には）フィルターかかんないんです  
もんね、自分がやるって言ったら。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） 当然、除外事項に当たるものはできませんけれ  
ども、当たらないものは、当然、（市長自らの発議は）できます。

●福井委員 ですよ。だから、さっき言った市民と議会っていうのも。まあ、そうか。  
とりあえず、うん、それもいいのかなとは思ったんですけども、で、結局、市長が発議  
するときに、その、そっか、その除外事項だけなんですね、したらね。そこでの判  
断が通れば、そのまま出てしまうということですよ。だけど、その判断もちゃんとな  
るかどうかという保障はないですよ。

●高野会長 そうなんですよ。それ、例えば市民発議の場合は「我々がやります。」と。  
まあ、書面を交付してもらいますよね、選管から。多分、選管に事務を委任されるのでし  
ょうから、それ（住民投票請求代表者証明書）をもらって、「その署名を集めました。」とい  
って、それを市長に届けますよね。それを市長が見て、「いや、これ、駄目だ。」って言っ  
たら、

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） あの、よろしいでしょうか。

その前提はありませんので。署名を集めるためにはその、代表者証明書を交付しないと、（交付）してからでないと署名収集できませんので、

●高野会長 はい。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） 先に署名収集が先行して、「集まったけれども、結果として駄目だった。」という整理にはなりませんので。

●高野会長 例えば、じゃあ、署名、代表者証明書をもらって「署名、集めました。」と。そして「規定数になりました。」って市長に出しますよね。市長がそれを見て、「いや、これ、自分がやりたい政策に都合が悪い。」からとか、まあ、何らかんら理由を付けて「やりません。」っていうふうにもできなくはないですよ。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） あの、

●高野会長 それやると多分、まあ、市政は大混乱するとは思いますが。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） あの、制度上は「署名を収集してよいかどうかの証明書を交付するかどうか」のところで（対象事項であるのかどうかは）判断をしますので、

●高野会長 ああ、

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） その時点で（証明書を）交付をしたものについては、市長がどれほど反対している政策であっても、4分の1集まればですね、（署名）審査の結果、4分の1を満たしているということであれば、それは確定的に（住民投票が）実施されます。

●高野会長 （住民投票請求代表者証明書の交付）申請をした時点で拒否されるということは（ないのですか）。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） それは、あり得ます。

●高野会長 あり得ますよね。まあ、そうすると、まあ、不服審査をするということになるんですよ。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） はい、そういうことになります。

●高野会長 （それを）要求した市民については、（不服審査をするということですね。）フィルターの話はちょっと、でも、今考えると、

●福井委員 飽くまでも、選挙管理委員会が判断するんですもんね。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） あの、証明書を交付するかどうかの判断ということですか。

それは、その部分はですね、市長から選挙管理委員会への委任は想定しておりませんので、市長サイドで行うということで想定をしております。

●高野会長 名簿に基づいての、その、事務の関係というのは、全部、選管がやるということですよ。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） あの、選挙管理委員会に委任する事務というのは技術的な部分と言いますか、実際に選挙をやられていますので、それと相当の事務ですよ。それを委任するような形になっておりますので、「証明書を発行するかどうか。」というところの判断は、選挙管理委員会への事務委任は、現状では考えていないということです。

●福井委員 じゃあ、市長発議の時に「それが、除外事項かどうか。」っていう判断は、誰がするんですか。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） 市長が行います。

●福井委員 やっぱり。やっぱり、ああいうこと（市長自らの発議による安易な住民投票）が起こり得るんだよ。

●高野会長 例えばそれを議会、じゃあ「市長がやります。」とって、じゃあ、「それをやります。」といった中身を議会を通してそこで判断するとかっていうシステムには、まあ、制度上はできないですもんね。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） あの、まず前提としてですね、市長が判断するに当たっても、当然、条例上の除外項目（は適用されます）。

あの、誤解をされていたら困るのであえて説明をいたしますけれども、条例でできないと書かれていることが市長が法解釈をねじ曲げて、できるというような運用をすれば、それは脱法的な、違法な運用になりますので、市長であってもですね、その除外項目としてできないものに対しては、市長も当然に発議できないと考えておりますし、議会も当然にそれを発議できない。当然、市民も発議できないと考えております。

●竹谷委員 これね、「(市政の) 重要な課題」って、極端な話、市長は重要な課題だけど、うちらから見たらしょうもないことだって、っていう話しも考えられますよね。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） あの、

●竹谷委員 市民から見たら、「そんなのどうでもいいんじゃない。」っていう可能性もありますよね。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） まず、制度の作りとしてですね、基本的に請求があったものについては「重要なのか。」「重要でないのか。」という判断は、事実上できないと考えています。ですから、除外事項に当たらない限りは、基本的にはそれは重要な事項になると。まあ、署名については、当然、署名、集まりますので、ささいなもの、まあ小さなもの、小さな事案であつたら署名は集まらないかもしれませんが。

ただ、議会、市長については、それが無いということになります。議会は議会審議の中で、当然、一定のその費用を費やしてですね、住民投票を行うといことを勘案しながら、議会で当然、議論がなされるものと考えております。それから、市長については、当然、そういう権能を持っておりますけれども、本当に重要でないようなものを仮に（住民投票の発議として）挙げたときに、市民理解が得られるのかとかですね、そういうような問題がありますので。当然、何でしょうか、住民投票にふさわしくないような内容を仮に市長が住民投票をやろうとしたときにはできるんですけども、そういうことを実際に行ったときに、その後の結果は、その、現行制度のリコール請求であったりとか、選挙での当落とか、まあ、様々な問題がありますので、その中で整理されていく問題なのかなと考えております。

●高野会長 選挙は4千数百万円かかるんですね、それを市長がやっちゃうという。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） そういうことになります。

●高野会長 ちなみに、この、市長の発議にセーブかけているという自治体というのはあるんでしょうか。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） 全くないわけではないですね。

まあ、大半が（市長発議については）フリーで持っているところが多いんですけども、あの、第2回会議（平成26年2月12日開催会議）のときにですね、人口10万人以上の19市というところ（常設型住民投票条例 項目別一覧表（住基人口10万人以上））の調査項目のところで見ていただきたいんですけども。その中でですね、千葉県の我孫子市については、（市長は）自ら実施が可能なのだけれども、議会の同意が必要だというような規定を入れております。それから、神奈川県川崎市についてはですね、議会への協議が必要ということで、議会に協議して3分の2以上の反対がない場合は、長が実施できるという規定を置いているところもあります。それから、岐阜県多治見市につきましては、議会の議決が必要だということで置いています。で、それ以外の自治体は、（市長は）自ら実施が可能ということで、特段の要件を課しているものではないということになります。

要件を課していないところがある、大半なんですけれども、あの、一部自治体においては要件を置いている自治体もあるということになります。

●高野会長 あまり、その辺のところは議論されてこなかったんですね、市長自らの発議については。

●佐藤副会長 まあ、ただ、確かに費用もかかるし、今、言ったように、その選挙、名前の違う選挙のようにも、あの、取ることもできるんですが。ただ、そういう意味で、色々な意見の文句を、文句っていうか、その、「間口を広げて問うことができる市である。」ということは、いいのではないかなとは思いますが。市長であれ、議会であれ、市民であれ、要するに「自分たちの意見を市全体が協議をする。」というようなね。

だから、3者がやれるのは、一応、（いいと思います。）さっきから（意見で）出たように「その意見って、くだらないんじゃない。」って。それは、市民が判断をして、くだらなかつたら（住民投票に）行かなかったり、数値にいかないっていうのは判断できるわけだから。苫小牧としては、そういう意味では間口を広げた色々な市民っていうか、広い意味の市民の検討ができるよっていう市であるべきとは思いますが。だから、三つとも認

めることによって、いいとは思いますが。

ただ、何となく、私は、議会がそこにこだわってるのは、議会が、51パーセントっていうのは、その、大きな会派でいけば、現実とするとですよ、苫小牧市でいけば会派だけで（住民投票請求を）出せるような状況ですか、今の人数からいって。

●高野会長 （議員定数は、）20、32でしたっけ。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） あの、30の過半数ですから、まあ、15ですね。まあ、議長、入りませんから、29の過半数で15ということです。

●高野会長 いけるかいけないかぐらい。まあ、ぎりぎりのところじゃないですかね。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） ただ、あの、まあ、与党会派ということであれば、与党ということは、まあ、過半数を持っているということになりますので、（与党会派としての住民投票請求については議決ができるということです。）

●高野会長 そうですよ。そもそも、まあ、地方議会っていう場合、与党も野党もまあ、ないとは思いますが。

●佐藤副会長 まあ、半分は持っているわけだからね。だから、名前がそう（「与党」と）付くわけだからね。

●高野会長 そうなんです。まあ、与党寄りというか、市長寄りというか。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） ただ、単独で過半数を占めている会派は、現状ではないです。

●佐藤副会長 （単独会派だけで議会としての請求は）できないですね。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） （そのような会派は）ないです。

●佐藤副会長 ないですね。まあ、そしたら議会ですね、そしたら。

要するに、まあ、会派でなければ、要するに一つの議会、苫小牧市の議会っていう判断ができるわけですね。

●谷岡委員 ええと、あの、申し訳ないんですけどね、前から言われている中でもう一回、確認の意味でお聞きをするのですが、国会で決まったものについては、もう、こういうこと、これは住民投票ということはあるまいでしょうか。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） あの、それはですね、国会では様々な議案を議決したり物事を決定しているわけですが、まあ、そういった項目が除外事項として、除外事項に当たらないものであるかどうか判断するという作業があります。

それで、（除外事項に）当たらなければ（住民投票は）行われますし、（除外事項）当たるといって考えれば、行われないと。だから、ケースバイケースということだと思います。「国会で議決されたから。」というような考え方ではなくてですね、「国会で議決され

たその事案が、市政、例えば市政の「市の権限に属さないものなのか。」とか、5項目ありましたがけれども、その除外事項に当たらなければですね、実施されますし、当たれば実施されないということです。

●谷岡委員 なるほど。そうすると、議員との意見交換の中でIR（統合型リゾート）ですか、カジノなんかは、これはどうなんですか。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） そのこのところがですね、あの、実は判断が大変難しいのではないかとということで、実は、次のその「市の権限に属さない事項」のところでもですね、あの、また皆さんに御議論いただこうと、後段のところまで考えていたところなんですけれども。

あの、結局、現状としては、市の権限に属さないものは住民投票に付することができない。それは、市長であっても、市民であっても、議会であってもそうなんですけれども、じゃあ、その「市の権限」というものが、一体、どういう、切り分けがはっきりできるのかどうかというところの問題は、はらんでいるということになります。それは、（市の権限に属するのか、属さないのかという）切り分けができればですね、「（除外事項に）当たるんだ。」「当たらないんだ。」ということ、「IR（統合型リゾート）は、国の（権限であり、）市の権限に属さない。」と言えるのか、（市の権限に属しないと）言い切れるものであればですね、それは（「市の権限に属さない事項」という）除外事項に当たりますので住民投票できないことになりまして、「まあ、そうは言っても、市は、（全体としてIRについては）市の権限に属さないと言っても、（市にも一定の権限はあるのだから、）そういうわけにはいかないだろう。」という議論になればですね、それは「市の権限に属さない」という除外項目に当たりませんので、住民投票ができるという考え方ですね。

そこは、後段のところ、また、（議論を）お願いしたいと思います。

●高野会長 ちょっと、そろそろ、まとめなければならぬので、

●福井委員 ちょっといいですか。やっぱり、昔の議論の中で、やっぱり市長に対する議論がなかったのは、やっぱり「市長というのは、何かをやろうと思ったら、まあ、行政の長であって、何かをやろうと思ったら自分の思いでやれる。」、相当な力を出せば、多少の反対があっても、やっぱりやれるという立場で、「市長が自ら「やっぱり、住民投票をやろう。」っていうことは、もう、皆無に近いんじゃないか。」っていう、何かそんな意見が確かにあったんですね。そこから市長に対する議論っていうのはなくなったんですけども。

でも、よく考えたら、実際は変な住民投票があった事例もあったことも考えると、当時、自治基本条例を考えているときも、あの、「今更、これを出す。」「何が、意味があるんだ。」だとかっていうのも議員さんによく言われたんですけども、あのときに最終的には「誰が市長になっても、誰が議員になっても、市民からの信託は変わらないだ。」っていうところが、最後、落ち着いたところで、「だから、ちゃんとしたことを明文化する必要があるんだ。」っていうところで収まって、それでまた、加速度的にその議論が深まっていったことを考えるとですね、今、「市長は、当然、発議しないだろう。」とは思ってたんですけども、やろうと思ったらできる。やろうと思ったら、多少、（解釈を）ねじ曲げて、ね、色んなあの、みんなから多少反対されても、やっぱり自分の方が上だったら、やろうと思ったらやれることを考えたら、やっぱり、そうやらせないために、さっきの要件をやっぱり市長には付けて、3者に発議権があるっていうところがいいのかなって、ちょっと今、ちょっとそういうふうを考えました。

- 高野会長 ちょっと、そろそろ、まとめなければならないので、
- 佐藤副会長 「要件を付ける。」ということは、「要件」とは、
- 福井委員 要するに、「議会を通す。」とか、はい。
- 高野会長 議会の同意を得るとかですよ。
- 谷岡委員 議会の同意を得てから、とかですよ。
- 福井委員 そうですよ、はい。
- 高野会長 まあ、逆に、
- 佐藤副会長 議会でもめてて、議会は、議会は通さないよね。
- 高野会長 そこが問題なんですよ。
- 佐藤副会長 いや、私ね、さっき青山さんの意見がすごく面白いなと思ったのは、変な議会、議員が出てきて、それを市民が判断するというのは、確かにまあ、そうなんだろうなと思うんですよ。まっとうな意見ばかりで考えてそうですけど。変なね、変な発議は市が、市民がつぶすというのは面白い。確かにそうなんだろうなというふうには、あの、思うんですね。
- 高野会長 これ、逆に、
- 福井委員 つぶしようがないですもんね。
- 佐藤副会長 いや、反対すればいいわけですよ。反対というか、
- 福井委員 反対署名ですか。
- 佐藤副会長 いやいや、いやいや、その、
- 高野会長 住民投票によって、例えばIR（統合型リゾート）の話がちょっと今、出たんで、カジノについて、まあ、議会としては賛成すると。首長も賛成するという話になったときに、でも、いや、市民はやっぱ「治安が悪くなったり、色々な様々な問題があるから、それはおかしいぞ。」っていうときには、まあ、確かにこういう制度を利用できる可能性はあるということですよ、今後のその制度作りによっては。まあ、その、（市政の）重要な（課題）、その（市の）権限に属さない事項の話も、もちろん絡んでくる話でしょうけれども。
- 佐藤副会長 そういう意味では（分かります）。  
「市長の意見に議会が絡む。」というのは、元々、ずっと話してきたことから言うと、す

ごい矛盾だと思うんですよね。

●高野会長 そこは矛盾で、だから、全然、別な第三者的機関があって、それを判断するっていうのであればいいと思うんですけれども、「議会が判断する。」っていうのは、まあ、議会と首長が対立したときには、そこは多分、空転して終わらないと。

●佐藤副会長 （そこで空転して）終わっちゃう。

●高野会長 終わらないか、先、進まなくなるとは思うんですよね。

●佐藤副会長 そうそう。

●高野会長 で、さっきの話にちょっと戻しますが、成立要件みたいなものがあれば、くだらないものを住民投票しても、いや、例えば「投票率が20パーセントしかいきませんでした。」「じゃあ、それはもう成立しません。」っていうふうにはっきり言えると思うんですけれども。まあ、ただ、成立要件は、一応、「情報公開の関係から付けないというふうに、まあ、した方がいいのではないか。」という結論が出ているので、そうすると、その部分は「じゃあ、第三者は、誰になるのか。」というのも、まあ、色々考えなければならない話なんで。

それが、例えばこういう（市民自治推進会議のような）審議会が判断すべきなのかもしれませんし、オンブズマンみたいなのがいれば一番いいのかもしれませんが、この自治体にはないでしょうから。

●佐藤副会長 でも、（住民投票に）かけられて、その数値（投票率）で「これ、通る。」「通らない。」っていうのは、どういうことなんですか。

●高野会長 これ、成立要件なければ、たとえ投票率が20パーセントで市長が提案して、本当にくだらない内容でも提案して「投票率が20パーセントでも、尊重する。」っていうことになるんですよね、結果が結果ですから。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） まあ、あの、

●佐藤副会長 ○×じゃないんですか。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） ○×です。

●佐藤副会長 ○×ですよ。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） ○×です、「賛成」、「反対」ですから、

●佐藤副会長 だから、反対が多ければ成立しないわけですよ。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） 成立というか、あの、何でしょうね、

●佐藤副会長 成立というか、

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） あの、賛成が多ければ「賛成」という結果ですし、反対が多ければ「その事案に対しては、反対だ。」という、そういうことが事実として残るということになります。

●高野会長 ですから、8割くらい投票に行って、皆が「反対だ。」って言って、「○」書いてくれればいいんですけど、「いや、それ、行くのも面倒くさいね。」っていう話して、

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） 選挙の場合はその、票を入れるので、入れればカウントされますけど、入れない人が多かったときは、まあ、反対（ということになります）。（住民投票では）「×」が多かった。」ということであれば、「×」が多いという結果だった。」ということですよ。

●高野会長 ただ、それは飽くまでね、そういう結果ですけど、それが例えば、投票率が20パーセントとかで「×」が80パーセントの、その20パーセントの中で「8割の人がなった。」なんて言って、「でも、それって、本当に民意が反映されているのか。」っていう話に最終的にはつながっていきそうな部分でもあるのかなあとは思ってますよ。

まあ、結果、そういう制度上ですから、「いや、それでも、結果は結果だ。」っていうふうに捉えれば、まあ、「反対が多かったので、（施策を）やりません。」っていう話にはなるのかもしれないんですけども。

その辺は、まあ、多分、立法の、その、立法論の話になってくるんだと思うんで、

●佐藤副会長 いや、若しくは「投票率が75パーセントありました。だけど、75パーセントの投票率で、市民が行きました。だけど、6割が「×」でした。4割が「○」でした。」で、こういう場合はどういう、誰がどういう最終的に判断をしていくことになるんですかね。一般論としてはどういう感じに流れていくんですかね。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） それは、今の想定で言えば、「6割が「×」という、この事案に対しては「×」という結果でした。」というその結果を受けて、最終的に市長あるいはその議会が、その権能と責任においてどのように判断をするかということになります。

●佐藤副会長 そういう結果でしたと、それをどのようにごり押しするかっていうこと、

●高野会長 ちょっとまず、今、どちらにしても他にも議題があるんで、この部分はその、「3者で進める。」ということに対しては、多分、異論はないというふうに思うんですけども。要するに、市長の発議に対してフィルターをかけるべきなのか否か。まあ、もし（フィルターを）かけるというのであれば、どういう制度設計にしなければならないのかというのは、ちょっと考えなければいけないのかなっていう結論でよろしいのでしょうか。そこは、まあ、事務局で、

●青山委員 そこは、（市長自らの発議に対するフィルターの有無について）自分の意見を言えばいいんですか。

●高野会長 あっ、はい、はい。

●青山委員 あの、（市長自らの発議に対するフィルターの有無について、）意見、みんなから取っていくんじゃないで、

●高野会長 どうですかね。そういう（市長自らの発議についてフィルターをかけるという結論でよろしいのかという）、

●青山委員 であれば、僕は、別に「（市長自らの発議についての制約は、）必要ないかな。」って思っていますね。

●谷岡委員 僕も「（市長自らの発議についての制約は、）必要はない。」っていうふうに思っています。

●青山委員 というのは、僕は、理由としてはあの、例えばとんでもない住民投票をやっ、て、まあ、「投票率の低い。」っていう話になれば、自分の首がかかる話なんで。そんな馬鹿なことをしないでだろうと思うんですよね。したところで、その後は、結局、「なかったんですよね。」っていうことであれば、市民からノーを突き付けられたんだったら、別にそれはそれでいいんじゃないかなと思う。

ただ、唯一、あの、懸念するところは、「税金が使われる。」っていうことが（懸念するところです）。「そんなくだらないとこに、税金が使われる。」っていうところなんですよね。

●高野会長 そこは、僕もまあ、4千数百万、約5千万円近くの金額が使われて、なおかつ、自分も「じゃあ、職を辞して問います。」と言ったら、まあ、倍（金額が）かかるってことですね。そうなったときに1億近い金が1年間の間に飛んでしまうっていうのは、まあ、どうなんだろうかっていうのも確かに思うところではあるんですね。

●青山委員 逆の考え方をすると、その、5千万で、例えばその、必要がない市長を首にできるんだしたら、それはそれでまたプラスなのかなっていう考え方もできるんじゃないかと。

●高野会長 それもそうなんですよ。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） 一点、よろしいですか。

あの、実は「市長発議に議会のチェックをかませないといかんのではないか。」というような議論を、実はですね、会派の中でそういう意見があったところも実はあるんですよね。ただ、その会派の中では別の意見も出ておまして、あの、「議会は議決をすれば住民投票をするというルートが残されているんだけど、仮にその、市長が住民投票をしたいと考えたときに、議会が反対すれば市長は住民投票をする道が閉ざされてしまう。」と。で、「議会はそのすべ（住民投票を実施する方法）を持っているのだけれども、市長は議会が反対したら（住民投票が）できない。」という、「そういう制度設計のバランスを考えたときに、その市長に要件を課するのはどうなのか。」というような意見が出ていたのもありますので、併せて御報告したいと思います。

●佐藤副会長 いや、そのとおりだと思いますね。そのとおりだと思います。

だから、私は、市長は別に、何の「かせ」もかけなくていいとは思ってますよね。最終

的に結果が出てくるわけですから。

で、5千万の話だけでいけば、住民だって同じなわけだから。だから、そういう意味では、もうちょっと、いわゆる、間口を広げた市としてね、逆にアピールできるんじゃないですか。たかが、5千万で、とやかくは。

●青山委員 （5千万は）大きいですけどね。

でも、やっぱり、そこで一つ結果が得られるというのは一つプラスに考えた方がいいんじゃないかと思うんですよね。

●高野会長 まあ、結果は尊重型であったとしても、結論としては事実上拘束しますから。

●福井委員 結果、「市長が、駄目だった。」っていう結果でしょ。「その案件は、どうでもいい話」といういうことですよ。

●青山委員 結局、どうでもいいからこそ投票率も上がらないはずだし、どうでもよくなかったら、多分、市民が行くはずなんですよ。まあ、投票率は下がってますけど、選挙の。

ということで、やっぱり力量が量れるっていうのは、いいんじゃないかなと思います。

●高野会長 市長には特段、足かせというものは付けないという方針でよろしいでしょうか。

●佐藤副会長 いいと思いますけど。それまでに一回、大きな選挙っていうものをくくってきているわけだから、そういうその足かせをくぐってきているわけだから（いらなと思います）。

●高野会長 我々がちゃんとした人を選ばなかったっていう、

●佐藤副会長 そう、そう、そう。

●高野会長 「その、5千万だったんだな。」っていうことが、

●福井委員 まあ、代償だということで、

●高野会長 まあ、代償だというふうに捉えられるのであれば、それはそれでいいのかなとは思いますが、まあ、そう捉えるしかないですよ、はい。

じゃあ、とりあえず、あの、今、もうちょっと先に進めなきゃならないので、時間としてまとめなきゃならないのは、まあ、基本的には行政素案のまま進めていくという形でよろしいでしょうか、皆さん。どうでしょうか、ここはしっかり決めた方がいいですよ。

●佐藤副会長 はい、決めた方がいいと思います。

●高野会長 行政素案のままの「市民」、「議会」、「市長自らの発議」の3者で、特に市長にはここで議論があったように、「足かせは付けない。」ということよろしいか、ちょっと挙手願えますでしょうか。

【全委員了承】

●高野会長 はい、じゃあ、全員一致ということで、その部分については、この行政素案のまま進めていただくということでお願いしたいと思います。

時間があまりないので、進みます。谷岡委員からもちらっと出ていたんですけども、最後の多分、重要な部分になってくるであろう「市の権限に属さない事項」について、事務局の方から説明の方をお願いいたします。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） はい。それでは、本日、お配りをしております資料の「市政の重要な課題（「市の権限に属さない事項」に関する部分）について」という資料に基づきまして、論点を説明したいと思います。

この市政の（重要な課題について）、住民投票の対象事項を除外する一つの項目といたしまして、「市の権限に属さない事項については、住民投票に付することができない。」というのが、行政素案で整理をさせていただいているところでございますけれども、この部分については、再度、検討、場合分け等ですね、検討を行う必要があるのではないかとこの指摘を受けまして、今回の資料提出ということになります。

それで、まず、現在の行政素案の前提としての考え方が、この囲みの部分（資料中の【行政素案の前提】）になりますけれども、「市政の重要な課題」の個別具体の判断に当たりましては、住民投票の請求を制限する方向ではなく、条文の規定に反しない限り、広く対象事項として捕捉をするという前提があります。その上で、市政の重要な課題であっても「市の権限に属さない事項」については、行政素案の中では、自ら決定できず、また、実施主体となり得ない事項であることから、住民投票の対象事項から除外するという考えで、このような規定を置いているところです。それで、この場合における「市の権限」というのは、「市に実質的な決定権があるもの」又は「市が実施主体となり得るもの」を指すと整理をしております。そのため、例えばですね、「地域の事務について意見を表明するという包括的な事務が市の権限に属することを論拠とした「国の権限に属する事項」についての住民投票の請求」、あるいは、「法令の規定により市町村長の意見が求められる規定があることを論拠とした「国・北海道の権限に属する事項」についての住民投票」は、これを行うことができないというのが現在の行政素案の考え方になります。

それで、前回までの議論を踏まえまして、結局、「市の権限」というのは、一体、何なのか。」という議論が、前々回の会議の中でもなされていたところかと思っておりますけれども、「何ををもって「市の権限」とするのか、明確に規定するのはなかなか難しい。」という問題。それから、法令は、当然、日本語で書かれることになるわけですがけれども、その日本語としての「市の権限」という解釈の幅というのは広くてですね、文理解釈上の「市の権限」という規定で規定した場合に「何を指すのか判然としない。」という問題。また、特定の事案の一部分について市の権限があるものの、全体として判断した場合に市に権限があるとは認め難い事案があるのではないかとこの指摘もいただきました。

これは、あの、佐藤副会長がお話ししていただいたですね、例えば「都市計画の部分については、計画は最終的に道が決定するような部分について、一切（住民投票が）できなくなるのは問題でないか。」とかですね、まあ、そういうような部分かと思っております。

また、先ほど谷岡委員さんからもお話しがありましたIR（統合型リゾート）についても、国の国策として進めているのだから、「市の権限に属さない。」と整理してよいのかとかですね、そういうような問題もはらんでいるということになります。

そのため、「市の権限に属さない事項」であるのかどうかということの個別的、具体的な

判断につきましては、「これを安定的に運用するのが難しいのではないか。」というのが審議会での議論を踏まえた上での検討ということになります。判断が難しいと考えられる例をここに列挙しております。

当該事務の一部に許認可権はあるけれども、国や北海道の施策として進められているようなもの。また、地元合意が（必要とされるもの）、国の施策として進められるんだけれども、その、事実上の地元合意、あるいは、法令の規定により意見を提出することができるようなものは、市の権限に属すのか、属さないのかということの整理が必要になってくると。また、市が仮に出資をしている場合、「出資による権利があるのだから、市に権限があるのか。」とか、また、「許認可権があるので、それは、市には権限があると言えるのか。」とか。また、「自治体には意思を表明する権限というのがあるのだから、まあ、そういう権限は市の権限に属しているのだから、住民投票を行うことができるのではないのか。」と。まあ、色々、難しい判断をしなければならないということになります。

それで、この「市の権限に属さない事項」であるのかどうかを判断する時点ですけれども、あの、先ほどの議論でも若干説明させていただきましたが、「市民からの請求」につきましては、住民投票請求代表者証明書の交付時点において、市長が判断すると。「署名を集めたいのだけれども、証明書を発行してください。」という段階で、（証明書が）発行されれば署名を集めることができますし、発行されなければ当然に署名を集めることができないということになります。

それから、「議会からの請求」については、当然、議会審議において判断されます。

市長は（自らの発議は）当然に、自ら判断するということになります。

で、重ねての説明になりますけれども、議会、市長の請求、発議につきましては、当然、条例の除外事項については、当然に発議できないということになります。

それから、2ページ目以降がですね、今の4パターン、除外規定として考えられるものを置いております。

まず、1番目「①「市の権限に属さない事項」の除外規定を置かない」という考え方で制度を設計するという考え方が一つあります。これは、このような規定が当然置かれないことになりますので、「市の権限に属する」、「属さない」という議論は、当然、発生してこないことになります。これにつきましては、19団体中、常設型住民投票条例を制定している19団体中7団体がそのような取扱いをしているということになります。このような規定を置いていない理由としては、市の権限のみでは解決できないような大きい問題は、地域住民の利益や権利に大きく影響を及ぼす事案であるため、市の権限に属さないものであっても住民投票の対象事項とすべきという考え方によるものと思われます。それから、先ほどらい、お話しをしております「市の権限」について、例規上、確定的に解釈することが困難であり、まあ、そういった文言を規定していないというふうにも考えられるということにもなります。

それで、このように規定した場合のメリットとデメリットですけれども、メリットにつきましてはここに書かれているような事例ですね。自衛隊の基地の問題ですとか、後は原子力発電所の建設、産廃処理施設の建設等について、住民投票への道が開かれるということになります。また、条例の文理解釈上の疑義が発生しないというメリットもございます。

後は、デメリットとしてはですね、市が自らそういったものについては実施主体となり得ないもの、また、決定することができないようなものについても住民投票の対象となるというのがデメリットとして考えられます。また、市が最終的に責任を持つことができないものについても住民投票の対象事項となるというおそれがあるということです。それから、最終的に市が、その、市としての姿勢を示さなければならなくなったときに、住民投票結果、住民投票で出された賛成、反対の多い方の結果を踏まえた決定を行うことができ

ないにもかかわらず、政治的な住民投票に対する責任が発生するのではないかということが懸念としてあるということになります。

次のページの3ページ目を御覧いただきたいんですけども、2番目（「②行政素案」）が、これが今の現行の行政素案の考え方になります。「市の権限に属さない事項は、一切、住民投票の対象としない。」ということが現在の行政素案の考え方で、19団体中5団体がこの考え方になります。で、この「市の権限」の考え方については、市に実質的な決定権がある、あるいは実施主体となり得るものを「市の権限」とするということで整理しております。ですから、このような規定を置くということはですね、それにより除外されてくる項目が出てきますけれども、国防の問題、あるいは外交、原子力政策、産廃処分場の建設については、これが対象とならないという考え方になります。

これは、先ほどの1番（「①「市の権限に属さない事項」の除外規定を置かない」）の考え方と真裏の関係になるということになります。メリットとデメリットが逆になるということになります。それで、一部ですね、このような（除外規定があるにもかかわらず）、実は、山口県の岩国市ではですね、市長発議で米空母の艦載機駐在案受入れについての住民投票というのを実施して、今は合併してますので常設型住民投票は廃止されていますが、この自治体においては、実は、「市の権限に属さない事項」というネガティブリストが、除外事項が規定されておりましたが、そのような除外事項があるにもかかわらず、市長が発議をしたという事例になります。

それから、次のページの4ページを御覧いただきたいんですけども、これが市民検討懇話会、この行政素案を作る前段の議論として市民検討懇話会で議論されていた案（「③市民検討懇話会案」）が、この案になります。これは、「市の権限に属さない事項（市の意思として明確に表示しようとする場合を除く。）」ということで、このような規定をしている団体は19団体中7団体ということになります。これは、この考え方はですね、「市の権限に属さない事項」については住民投票の対象事項としないという原則を明示するものの、事実上、市の権限が及ばない事案についても住民投票を可能とする道を開いている規定がこの規定になります。で、条例上の効果といたしましては、1番目の「市の権限に属さない事項」の除外規定を置かない（資料2ページ目の①「市の権限に属さない事項」の除外規定を置かない）ということと、効果としては同じになります。ただ、まあ、この規定はですね、「市の権限」とは何か。」というところの整理は判然としないところがあるんですけども、結果として「括弧書き」あるいは「ただし書」を置くことによって、そういったもの（市の権限が及ばないもの）についても住民投票への道を開いているということが3番目の規定、規定例ということになります。それで、メリット、デメリットについては、こちらに書かれているとおりとなりますので、説明は省略したいと思います。

それから、5ページを飛ばしまして、6ページ目の四つ目（④具体的に規定する案）がですね、具体的に除外事項を規定するという考え方になります。これについては、例えば「防衛、外交等に関する事項」という除外規定を置いてですね、防衛に関すること、外交に関することについては住民投票の対象事項から除外するという規定です。このような規定を置いている自治体は19団体中このような例はありませんけれども、「仮に、明確に書くとしたら、このように具体的に列挙するという方法も、手法としては考えられるのではないか。」ということで、提示をさせていただいております。

ただ、これについてもですね、あの、「防衛、外交というのは、一体、何を指すのか。」とか、「防衛、外交の問題であっても、住民投票すべきでないか。」という議論が仮にあればですね、それ（規定した除外事項）については、はじかれる、除外されるということになりますので、どのように書くかということが、どのように規定をするのかというのが難しい問題であると考えおります。

一応、「市の権限に属さない事項」についての検討につきましては、事務局といたしまして4類型お示しさせていただきましたので、御議論いただきたいと思います。よろしくお願いします。

●高野会長 今回の説明に関して、何か御質問等はございませんでしょうか。

●福井委員 はい、質問。あの、①の除外規定なしのやつ（①「市の権限に属さない事項」の除外規定を置かない）のデメリットの最後のところなんですけれども、住民投票にかかる「政治的責任については生じることが懸念される。」と。要は、なんか国と市の関係が（悪くなる）とか、そういう意味（ですか）、悪くなるとかそういうこと（ですか）。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） これはですね、例えば国防とか、外交とか、まあ、そのような、自治体が主となって決めることができるとは言えないような事案に対しても、当然、あの、住民投票の実施が可能となりますので、仮にその、「基地ができる。」とか、「そういう移転について、反対をする。」というような住民投票が行われて、それが「国策として決まっているけれども、住民は反対なので、例えば、（住民投票を行って）反対をする。」というようなことになったときに、住民投票（の結果）では（市民の多数は）反対だったけれども、「市長はその、やはり賛成だった。」とか「議会はやはり、賛成だった。」ということになったときに、その（住民投票の）結果に対してはその、何ですかね。（住民投票の）結果を重く受け止めて判断するのだけれども、何て言うんでしょうかね、その、住民投票で出された答えを、その議会あるいはその市長が判断して、具体的な政策を行っていかないとならないということが求められているにもかかわらず、そのような（住民投票の結果で示されたものと同じ）決定が実際に市長の権能としてない（決定できない）のだけれども、やらなければならないということが問題となるのではないかというような趣旨になります。

●福井委員 要するに、まあ、国の政策に押されてやらざるを得ないということになるってことですよ。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） そうですね。あの、市が決定できないということになりますので、

●福井委員 うんうん。そういうことですよ。だから、「市民に対して」責任が発生するってことですよ。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） そうですね。それは、あの、政治的な、まあ、（市民に対する）道義的な責任ということですよ。

●福井委員 そうですね。分かりました。いや、（市民に対しての責任なのか、国や道に対しての責任なのか）どっちなのかなって（分からなかったの）。「最後まで国に対して、ずっとこう、意思表示をして妨害するんだ。」とかって、そういう方なのか、どっちなのかと思ったので、ちょっと質問させてもらったんですけれども。

●高野会長 他は。結構、重要な部分なので、一人ずつお伺いしようかなと思うんですが、川島委員からお伺いしたいと思うんですけど。

●川島委員 あ、この「市の権限に属さない事項」をどうするかっていうことですか。

●高野会長 そうです、はい。

●川島委員 難しいですね。ちょっと色んなケースがあるので、「明確に、こうだ。」っていうのは、これはなかなかこれ難しい場合があると思うんです。さっき、そのIR（統合型リゾート）のね、問題とかも含めて、それがどういう形になるのか。国の方針なのか、あるいはその自治体の主体のものなのかとか。何か色々そういうのがちょっと曖昧な部分があるので、難しいのですけれども。

まあ、今、ここに提示されているのが、この四つのパターンで、（この中から選んでください。）っていうようなことになれば、行政素案の②という形でいいんじゃないかなというふうには感じるんですけれども、この四つという形で見ればですよ。

●高野会長 谷岡委員、いかがでしょうか。

●谷岡委員 そうですね、2番（②行政素案）でいいような気がしますよね。

●高野会長 市の権限に属さない事項は（住民投票は）できないという（ことですね）。

●谷岡委員 そうですね。

●高野会長 水口委員、いかがでしょうか。

●水口委員 大変難しいんですけれども、パッと見た目は2番（②行政素案）がいいのかなっていう感じはしますけれども。

●高野会長 そうすると、まあ、自衛隊の関係とかそういう原発の関係とかは制度上できないということに。

●水口委員 どちらかというと、そういうふうになるんでしょうね。

●高野会長 それで、やむを得ずという（ことですね）、家守委員はいかがでしょうか。

●家守委員 ちょっと、判断が難しいんですけど、

●高野会長 いえ、判断が難しい場合は、難しいと言っただいでも、それは、構わないので、

●家守委員 個人的には1（①「市の権限に属さない事項」の除外規定を置かない）か3（③市民検討懇話会案）なのかなって思ってます。3番のことが、いまいち、今見たところ、どういうふうに解釈していいか難しいところがあるんですけど、市の意思として表示するというか、「明確に、住民投票によってこういう結果になりましたよ。」っていうのを国や道とかに示すことはしますよっていう判断をする分には、住民投票ができるっていうことになるんですかね。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） そうですね、あの、基本的にはそのような考え方になるかと思いますが、実はその、ここ（「市の意思として明確に表示しようとする場合」の部分）で指しているその「市」というのが何を指しているのかによっても変わってくる部分が実はありまして、「市民」が入って「市（の意思）」と言ったときに、「市民」、「市」と言ったときに、理論上「市」として）考えられるのは「市民」、「議会」、「市長」の3者なんですけれども、「市長」、「議会」（の2者）ということになれば、市長がそういう、住民投票で（結果が）出たら、例えば「そういう（住民投票の結果を受けて、市長が団体意思として）意見を表明をする。」とかですね、議会ということであれば、議会が何らかの形でそういう表明を対外的にしていくということになります。後は、「住民」の問題ですけれども、「住民の意思」というのは住民投票を行うことによって必ず明らかになりますので（、そのことを検討しなくてもいいのです）。実は、その説明を（資料の）5ページのところに記載させていただいたところになります。

「市（市の意思として明確に表示しようとする場合）」と言ったときに、それがどこまで（の範囲）を指しているのかというのは、実は判然としないところがありまして、（このような規定を置いている）一部団体ではですね、「国の施設の整備を決定することはできないけれども、要望することはできるので、この規定によってもそういった要望はできるから、住民投票はできる。」というような解説が置かれている自治体もあるんですけれども、厳密に整理をしていったときに、「それは一体、何を言っているのだろう。」っていうのがよく分からないところが実はあるのですよね。

そういう例規上の問題をはらんでいる規定ではあるのだけれども、そういった「意思を表明すること。」を規定することにより、住民投票を（できるようにしていると）、まあ、原則として、何でしょうか、「市の権限に属さない事項というものは対象としないんだけど、例外的にそういった場合（市の意思として明確に表示しようとする場合）には、住民投票をすることができるよ。」というような規定を置いているということなんですよね。

あの、お答えになっているかどうかというところはあるんですが、規定の内容としてはそういうことになります。

●家守委員（③については、）考え方によっては、ある程度、国や道がそういう施策として決定した事項についても住民投票は事実上できるという考え方であって、で、もし、その、例えば3（③市民検討懇話会案）とか1（①「市の権限に属さない事項」の除外規定を置かない）とかっていうところでいくのであれば、住民投票は、市長の判断っていうのはどういう、（ことになるのでしょうか。）

まあ、住民から「住民投票したいんです。」っていうことで言われたときに、市長はあの、やっていかどうか判断すると思うんですけど、それは、判断基準っていうか、まあ、「上がってきたら、住民投票していい。」っていう判断になるっていうことなんですか。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） まあ、その部分を含めて、どのように構築していくのかっていうことは、なかなか難しい部分があるかと思います。

まず、市民請求のことを念頭に置いた場合はですね、「市の権限に属さない事項」という（部分の）括弧書き（市の意思として明確に表示しようとする場合）に当たらないような請求の形で（市民から請求が）行われれば、確定的に住民投票は実施されませんので、あの、住民から請求が上がってくるとすれば、それは「市の意思として明確に表示しようとするために、こういう住民投票を行います。」というような外形上のものを整理して（市民は）提出してくることになりますので、まあ、そういう前提を考えたときに、効果として

は1番（①「市の権限に属さない事項」の除外規定を置かない）と3番（③市民検討懇話会案）の効果というのは、事実上、同じなのかなという、まあ、そういうようなことです。

●家守委員 だとすると、また反対に迷うんですけど、分かりやすいのは逆に、3番（③市民検討懇話会案）なのかなっていう気はします。

●高野会長 はい。川上委員は、

●川上委員 はい。ちょっと難し過ぎてよく分からないので、どれがいいとかってまだ頭の中でまとまってないんですけど、

●高野会長 そういう意見もあり得る話なんで、それはそれで、かまいません。竹谷委員は、

●竹谷委員 ええと、1番（①「市の権限に属さない事項」の除外規定を置かない）なんですけど、極端な話、「4分の1を集めますよ。」というふうなあれ（署名要件）を設けているのに、「こちらは意見を言えないのか。」と、いうふうな縛りになったらどうなのかなと。そしたら、「こんなもん、条例なんか必要ないんじゃないか。」という話にもなりかねないっていう可能性も、無きにしも有らずだと思うんです。

市民としての意思を表明したいというのが原則なんで、極端な話、それが政治的にどうあれこうあれ、まあ、最終的には「市民の意見はこうですよ。」っていうものを表示するには、1番（①「市の権限に属さない事項」の除外規定を置かない）は必要なのかなとは感じております。

●高野会長 はい。青山委員。

●青山委員 はい。あの、正直、文書で見ても分からないので、ちょっと僕が頭に描いているところで、これがどこに当てはまるか、ちょっと教えて欲しいんです。教えてください。

まあ、先ほどからIR（統合型リゾート）の話が出ているんですけど、例えば「カジノ法案が国として通りました。」、で、どこかで手を上げるんだと思うんですけども、手を上げる段階で「苫小牧市としては、カジノの誘致に積極的に参加をします。」という、投票を行うに当たっては、どこに当たるんですか。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） あの、まずですね、手を上げる権限があるかどうかということであれば、その時点で「(市に)権限がある。」という解釈をすれば（住民投票が）できるということになります。ただ、今のお話というのは、時点、時点によってIR（統合型リゾート）については「(住民投票が)できるもの」と「できないもの」という細かい場合分けが発生してくる可能性はあるということになります。

それでその、結局、その、今のお話というのは「市の権限」というものが一体、何かという、

●青山委員 というよりも、まあ、その、住民の意思を問うわけですよ。で、まあ、例えばそれが、これの住民投票に当てはまるかどうかは別にして、こうなった場合に、この出てる四つのうちのどこに近いところに当てはまるかっていうのを教えて欲しい。

もう一回説明すると、「国でカジノ法案、通りました。」と。で、「日本中でどっか「我々の所でやらせてくれ。」って手を挙げます。」と。まあ、苫小牧で手を挙げたときに、例えば「反対運動が例えば起きました。」と。（手を）挙げているにもかかわらず、反対運動が起きたときに、結局、どうするかっていった場合に「是非を問いましょう。」と。市としてどうしようかってとき、「住民に問いましょう。」っていったときに、この挙げられているその、いくつかの中ではどれが一番近いところで当てはまるもんなんですかね。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） あ、まずですね、その手を挙げるということは、その、何ていうんですかね、その、

●青山委員 飽くまでも仮定です、仮定です。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） ええ。

●青山委員 これは一つの例なので、他でも多分、色々、当てはまると思うんですけど、

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） はい。まず、「市の権限に属さない事項」っていうことが（除外規定として）置かれていればですね、それが（その除外規定にIRの問題が）当たるとすれば、その除外事項に当たるとすれば（住民投票は）できませんし、（IRの問題が除外規定に）当たらないとすればできるということなんですよ。

ですから、今、求めようとしている住民投票の請求の事案が「市の権限」、行政素案では「市の権限に属さない事項」は（住民投票は）できないということになってますから、「それ（IR）は市の権限には属さない。」という判断をすれば、住民投票は行われないうことになりしますので、そこはその、じゃあ、「誘致をしたり」とか「手を挙げることの住民の意見を聞こう。」ということが、果たしてそのIR（統合型リゾート）施策全体として捉えて「市の権限に属するのかわか。」、「属さないのかわか。」という判断をするのかわか、（それとも、）その個別の部分（誘致するのかわか、手を挙げるとかという部分）をですね、「そこは飽くまでも住民の意思なのだから、そう捉えたら（手を挙げることについては市に権限があると捉えたら）できるのではないか。」と、二つの考え方（IR全体で見れば「市の権限に属さない事項」であるという考え方と、手を挙げる場合という個別の部分を見れば「手を挙げることは市の権限に属している事項」であるという考え方）があり得るということなんですよ。

で、それをどの時点で判断していくのかというのは、仮に、「市の権限に属さない事項」という現行の（②行政素案の）規定でいけば、市長が総合的に判断して「（請求があった時点で）当たるのかどうか。」ということ判断せざるを得ない形になります。

逆に言うと、その、「明らかに、それ（IR）について、市の権限に属している。」とか「属していない。」ということ、現時点で明確にお答えできないというのが答えになります。

●青山委員 であれば、よく分からないですね。

●高野会長 補足というか、青山委員が多分言いたいのは、多分、この制度上、1（①「市の権限に属さない事項」の除外規定を置かない）であれば、どのタイミングでも（住民投票は）できると思うんですよ。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） そういう答えになります。

●高野会長 はい。で、2（②行政素案）だと、（基本的には住民投票できないのだけれども、）まあ、理由、言いわけを付けて、難癖を付けたら、まあ、（住民投票は）できるでしょうと。3番目（③市民検討懇話会案）であれば、市長が「いや、そう言うんだったら、議会がそう言うんだったら、じゃあ、ちょっと市民に意見、聴いてみましようか。」っていうんだったら、多分、（できると。）

4（④具体的に規定する案）は、多分、まあ、防衛、外交のそこまでの大きな話でないと思うんで、4は多分、最初から（除外事項には当たらない（ので住民投票できる））と思いますよね。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） ええ、あの、そのようなお答えになります、すいません。

●高野会長 すいません。簡単に言うと、多分、そういう答えになると思います。

●青山委員 そうなると、1（①「市の権限に属さない事項」の除外規定を置かない）か3（③市民検討懇話会案）ですよね。

●高野会長 そうなっちゃいますかね、はい。福井委員。

●福井委員 はい。もうかれこれ何年も携わって、はい。

この、1番の案（①「市の権限に属さない事項」の除外規定を置かない）っていうのは、今までワークショップだとかをやっていた中で、ほとんどが「1番のこの除外規定を置かないで欲しい。」「外交に関しても何にしても何でも、やっぱり市民がものを言いたい。」と。ただ、「言ってもつぶされるんだよ。」「やるだけ無駄なんだよ。」というところで、実はこの3番の検討懇話会案になってるんですよね。「無駄でも聴くことは意味あるよね。」っていうところで収まって、3番になったんですね。それで、だけど、人が変わっても、やはりこう、「除外規定があるのはおかしい。」と、「国にも、ものを言いたい。」だとかっていう人が、非常に多くあのときはいて、「そういうのを作りましよう。」っていうようなことが、懇話会の中でも何度も出たんですけども、でも、ここまで（①「市の権限に属さない事項」の除外規定を置かないというところまで）はいかなかったですね、最終的には。

で、自分としてもそこまで行けないのは何か本当にこう、「何か、クレーマーで終わってしまう。」みたいな、そういう「市民の責任として」だとか、「国民の責任」だとか、そちらを考えると「そこまでいっちゃ、いけないのかな。」って思ったんですけども、なかなかやってた、何年もやってる中で、初めてこの除外規定なし（①の案）っていうのが実は出てきた。これ出てきて、これも選択していいんだったら、間違いなくこれを選択した方が（いい）。

「市民の声を聴く。」、先ほど竹谷さんが言ったとおりでと思うんですよ。市民の意見を聴くために住民投票や市民参加条例があるんなら、何の事でもやっぱり市民の意見を届けたいっていう思いがあるならば、やはり何かに除外規定だとかなくて、「できないことがある。」っていうんじゃない、やはり市民の声を聴くという第一義に反するのかなと思いますんで。

今、この1番（①の案）の何でもできる。はっきり言ったら「何でも」、「どのタイミングでも何でもできる。」っていうのが許されるんなら、これがいいかなあと僕は思います。

●高野会長 分かりました、はい。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） 一応、補足なんですけれども。

今、ここの除外規定の議論については、「市の権限に属さない」というところの一つ目の除外規定のこのみの議論ですので、2番目、3番目以降にも別の除外規定がありますけれども、その部分も含めて除外規定を置かないっていう考え方ではございませんので、

●福井委員 はいはい、じゃないです。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） ですよ。その確認です。

●福井委員 はい、市の権限です。すいません。

●佐藤副会長 あの、個人的にはその、国防だ、何だかっていうことを市民で騒いでどうすんのかなってところが実はあるんですが、ただまあ、そういったところで、「じゃあ、国防（とは）、なんだ」とか「外交（とは）、なんだ。」とか、難しい話になってきて、結局は何でしょうか、まあ、枠をこう、市に、行政に枠を設けない。ただ、まあ、それは出てきた段階で市長が判断するっていう形なのかなっていうふうには思いますけどもね。

●高野会長 3（③市民検討懇話会案）に近い、そうすると。

●佐藤副会長 いや、1（①「市の権限に属さない事項」の除外規定を置かない）に近い。まあ、3（③市民検討懇話会案）ではあるんだけど、1に近い。どっちにするのかというところ。

●高野会長 最後は私なんですけど、私は単純に言葉の疑義の問題を少しでも避けたいという部分と、国と地方の関係については対等だというふうには、一応、法的解釈がなされていることを考えれば、別に国に対する政策に対して意見を言う機会があってもいいんじゃないのかっていうことを踏まえれば、1（①「市の権限に属さない事項」の除外規定を置かない）かなと。何も除外規定を設けず、「一通りのものは、できますよ。」というふうにしておくべきではないかなというふうには思っています。

全員の意見、判断が難しいという委員もいらっしゃいますから、どうしましょうか。一応、まあ、人数的に言うと1（①「市の権限に属さない事項」の除外規定を置かない）ないし3（③市民検討懇話会案）っていう、1に限りなく近い3っていうのももちろんあるのかもしれないけれども。

●福井委員 ちょっと、この本文とはちょっとそれなんですけれども、その、自治基本条例とかも（私は委員として議論をこれまで）やってるので、やっぱりこう、懇話会に来ているみんなの、あの、願いが「苫小牧に自治を根付かせたい。」というか、「やっぱり、市民が一人ひとりちゃんとね、一人ひとり自分の責任だとかそういうのを踏まえて、本当に市に対してもどんどん参加する。そういう生き生きしたまちになりたいね。」だとかっていうことが実はありまして、それは、常にこういうふうには推進会議に集まって来る皆さん、

ましてや手を挙げて参加されている方とかも、そういう意義がやっぱりおありだと思うんですよ。

で、私たちの会は自治を推進する会議であるならば、あの、先ほどの住民投票で日本中でやっぱり大きく市民が盛り上がるっていったら、「原発だ。」とか「国防」のことが、やっぱり大きいですよ。「F15だ。」とか、そういうときも、苫小牧、白老、ああ、千歳でもすごく盛り上がったとかっていうこともあって、そのときに市民はやっぱり「私たちも黙っちゃられないから、ここでなんとか住民投票で意思を表示しよう。」だとかっていったときに、じゃあ、「それは市の権限に属していないから駄目です。」ってバサッてやられるっていうのは、やはりその自治を推進する私たち会議としても望まないところではないのかなと。そういう観点からも、今回はぜひ、1番がいいのかなと思っております。

●高野会長 ちょっと、まあ、これは、とりあえずと言いますか、まあ、時間がそんなにないんで、

●青山委員 これは、今すぐに決定しなきゃ駄目なことなんですか。

●高野会長 それでなんですけど、事務局、この次も他にこの条例案について、素案について、論点で何か話し合うとすれば、まあ、会議次第では「市民周知」の部分については、それがメインに我々が考えなければならぬ一番の重要な部分になると思いますので、そこはまあ、さて、次、しっかり議論するとしてもですね、特にこの素案の中で論点で話し合っておくべきだとかっていうのは、事務局では考えてはいないんですか。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） ええとですね、主要論点につきましては、まだ「市の権限に属さない事項」は、今、検討中というか、議論している最中ですが、一通りは一応、問題とされている部分については洗えたのかなと事務局の方では考えております。

ですから、まあ、今の、この「市の権限に属さない事項」の規定をどうするのかというところは、委員さんの意見が2番（②行政素案）の委員さんの意見もあり、1番（①「市の権限に属さない事項」の除外規定を置かない）ないしは3番（③市民検討懇話会案）という方で割れている状況で議論しているということですので、そのような状況を踏まえてですね、次回以降どのような形にしていくのかというのはちょっと考えたいと思いますが。

今日、もし、結論いただければ大変ありがたいですけども、難しいですよ、どうでしょうか。

●川島委員 ちょっと、私から一点ね。

●高野会長 はい。

●川島委員 前に何回も聞いてると思うんですけどね。あの、じゃあ、特にいつでもね、市民の方が、まあ、市民の場合ですよ、「住民投票できますよ。」と。だけど、結果的にね、例えば「行政機関としては、その結果を尊重できない。国の関係もあって（尊重）できない。」といったときにはですね、あの、「住民からの御意見は、確認した。」で、やっぱり終わってしまうんですよ。その辺はどうなんですか。まだ、国やそういったところに市としてね、「対応するんだ。」という意味が表れるものなんですか、どうなんですか。分から

ないですか。

いや、要するにね、「御意見は、聴きました。」というので、それはそれで一つの結果なんでいいと思うんだけど、ただ、その答えがね、やっぱり、現実結び付かないっていったときにはね、「うーん、何だったのかな。」という部分もあるし、また、それこそ議会との、あるいは市長との対応というのでやっぱりそういう問題点は解決してもらってもいいんじゃないかなと思ったりするんですよね。そういうのはどうなのかな。

●高野会長 恐らくですけども、過去に住民投票をしたという事案って、すごく地方自治法上の（直接請求）制度を利用してしたっていうのはすごく少なくて、まあ、多分、多くは市町村合併の住民投票は、多分、沢山の自治体でしていると思うんですが、地方自治法（の直接請求）に基づくものは本当に数少なくて、実際のところ、やったところの結果を見ると、飽くまで結果は尊重なんですけど、ほとんどの場合は例えば「建物を建てる。」であるとか、「道路を通す。」とか、「駅を作る。」とかっていった場合のものに対して、結構、やる機会が多いと思うんですけども、それについては結論としては「（建設を）やらなかった。」「（建設が）できなかった。」「事実上（実行を）しなかった。」っていう答えに多分、国の施策、原発であったとしてもそういう答えに多分なっているのだと思うんですよね。まあ、「それが、苫小牧の場合も当てはまるのか。」って言われると、それはちょっとやってみないと分かりませんが。

「国に対して意見を言って、まあ、それが実際にどうなるのか否か。」っていうのは、まあ、あれかもしれませんが、やるメリットとしては非常に大きいのではないかとは思いますが、この結論としては。

まあ、そんなに反対している人がいるのであれば、例えば首長自らが「IR（統合型リゾート）だと誘致しません。」とか、「原発も誘致しませんよ。」っていう話になると思いますが、まあ、国もそんなに反対している自治体に、「じゃあ、無理にやってもらおう。」という制度でもないのということで、「もっと賛成してくれるような自治体に協力依頼した方がよっぽど早く手続、進められるんだったら、そっちに頼みますわ。」という話になると思うんで。川島委員がおっしゃられることも、もちろん分かるんですけども、

●川島委員 私はね、もう一つの理由というのは、その、市民の知っている情報とね、行政の知っている情報にはね、格差があるということなんですよ。行政は「長い目で見て5年後、10年後を想定してこんな流れをしたいんだ。」という考えがある一方、市民の方は「現時点で。」っていうふうな形になってしまうんでね。ですから、そういったときに、「いや、現時点で見たら、やっぱり駄目だよ。」と。だけど、「あと5年後、10年後って見たときにね、果たしてそれはどうなのかな。」っていったときに、「何で、あのとき。」っていうようなね。

だから、難しい判断なんですよ、こういうのはね。まあ、その時点、市民の方の現時点での声の確認っていうのはそれはそれでいいと思うんだけど、でも、やっぱりこう、長期的な市の運営というふうには考えたときには、やっぱりそれを上回る政策なりね、方針ということでもある程度考えなくちゃいけない役割があるから。

そんなふうには考えるんですよ。

●佐藤副会長 これ、あの、1番（①「市の権限に属さない事項」の除外規定を置かない）と2番（②行政素案）、ありますよね。1番と2番の違いは、2番の中で要するに「国防、外交、原子力政策、産業廃棄物については、これを対象としない。」という、大きく分けるとそこがあるかないかということくらいですかね。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐）　そうですね、大きいところ言えば、そのような形になります。

●佐藤副会長　他の、他は。まあ、私、産業廃棄物の処理施設っていうのは、国防と外交とはまた違う分野なのかな、その、原子力も含めて。とは思うので、個人的には国防、外交とか（④具体的に規定する案）、まあ、「じゃあ、それは何だ。」ってことでは、またややこしいんだけど。でも、「国防とか外交は、これを対象としない。」一文ならいいんですけどね。

●高野会長　後は言い方の問題ですよ。「国との関係が悪化しない内容に限る。」とか、そういうふうにする言い方もあるかもしれません。例えばそれは、悪化するような内容、原発とか国防とかだと、まあ、国との関係は確実に悪化するでしょうから。まあ、そういうふうにするという逃げ方も、もちろんあるんでしょうけれども。でも、そこ、逃げ方としてはいいのかなとは思いますが、市民参加、

●佐藤副会長　逃げるっていうよりは、

●高野会長　市民参加のその手続としては、いかななものなのかなとは思いますが、

●青山委員　折衷案ってできないんですかね、この二つの。

●佐藤副会長　いや、ただ、多分、これは形として分けているだけだから、新規にここで（除外規定として）作ればいいんだとは思いますが、それは別にね。

●高野会長　そうすると、3（③市民検討懇話会案）、多分、限りなく3に近いという形になります。

●福井委員　3が折衷案ということになりますよね。

●佐藤副会長　折衷案なんですよ。

●高野会長　それは、前回のこの検討懇話会的时候も、多分、相当の議論があって、折衷案としてこの3番目を出した記憶があるんで。

ただ、言葉のその疑義が（残るのであれば）、

●佐藤副会長　ただ、「市の権限に属さない事項」の除外規定は置かないですよ、3番の大きな違いは、

○事務局（中村市民自治推進課長補佐）　あの、3番は「市の権限に属さない事項（市の意思として明確に表示しようとする場合を除く。）」という除外規定を置くということです。

●高野会長　事実上、「解釈によっては、いくらでもできるよ。」というシステムですよ。

●福井委員 括弧書きが折衷案ということに。

●高野会長 これは、多分、ここの「※ 立法論、法制執務上の観点からは」あまりよくない（※ 立法論及び法制執務上の観点からは規定手法としては消極である）というのは、そういう意味だと思うんですね。多分、言葉がきちんと解釈されてないものに対しては、そういうふうにするのはいかがなものなんだろうかというのが、多分、法制学者ないしは役所の法制担当の多分、スタンスだと思うんです。

まあ、それでなんですが、ちょっとまあ、時間過ぎてしまうんで、ここの部分は事務局として答え欲しいというのは分かるんですけども、次回もちょっとここの部分について、もう一回、ちょっと考える時間を設けてもらうことってできますかね。市民周知ももちろん話したいんですけども。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） そうですね。あの、まあ、今、色々な御意見いただいておりますので、再度ですね（議論するということで）。

今回で必ず終結（しなければならないというものではないので）、終結できればよかったです、なかなかそうもいかなかったのですね、また、

●高野会長 ちょっとそれは、難しそうなんで、まだ、判断できないというのもありますので。

それで、まあ、ちょっと話としてそれに関連してくるとは思うんですけど、この会議で何回ですかね、この住民投票条例について、もう、5回くらい（議論して）、

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） 5回、これで5回目ですね。

●高野会長 5回ですよ。審議状況についてはきちんと事務局の方からホームページ等の議事録として掲載されていますし、まあ、今日、（苫小牧）民報さんもいるんで、新聞にもきちんと報道はされているので、ある程度の情報公開はなされているというふうには思うんですけども、ちょっと中身としてかなりボリュームがある話ですし、行政素案と多少変わった部分もありますので、次の市民周知と、今回残ってしまっている「市の権限に属する事項をどうするのか。」も含めた上で、会議として一定の方向性を示すような、中間報告的なものを一度した方がよいのかなというふうに考えているんですけども。

事務局としては、それに対して、例えば「中間的に報告する。」ということに対して、何か支障みたいなものはありますでしょうか。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） そうですね、今、事務局案としては今月答申ということでタイムスケジュール、当初、示してはいたんですが、現実の問題としてまだ議論が終結していないところがありますので、現時点のですね、検討状況を報告するという会長さんの意見かと思えますけれども、そういった対応でできるかどうかも含めてですね、はい。

●高野会長 市民周知の話は、多分、まだ次回、皆さんから色々な思いは沢山あると思いますんで、出てくると思うんで、その部分についても飽くまで今、私が考えている中では、例えばパブリックコメントを「いつも条例ができる直前にパブリックコメントかけていて、意見出しても基本的には変わらないよね。」っていうので、審議会で、結構、そういう議論がこれまでも出ていましたので、ちょっとそれは我々の審議会ではちょっと避けるべ

きではないかと。きちんと今回の行政素案について、これだけの時間かけて話し合ったものを、中間報告したものを、とりあえず市民の方に一度見てもらって、それで、もう一度、我々考えていたものと市民の思っていたことと全然離れてるっていう可能性もありますし、もっと市民の方から「こういう項目を入れて欲しい。」であるとか、「こういうふうな手続にするべきである。」とかっていう意見が出る可能性も考えられるかと思っておりますので。

その部分について、まあ、とりあえず今、一回、中間報告でもしない限りは市民の方にその情報「我々の話し合った結果、こういうふうに進んでいる。」というような情報公開できませんので、その部分もして「どういう市民周知」、「どういうふうに市民から意見をいただいて、正式な答申案にするべきなのか。」っていうのを考える時間をちょっと設けたいなと思っておりますので。それも含めて、事務局の方に、タイムスケジュールの関係もあると思っておりますので、ちょっと進めていただければと思うんですけども。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） はい。まあ、これまでの議論を踏まえてですね、まあ、最終的に、今、中間報告のお話もありましたけれども、そのような形の対応でいけるかどうかというのも含めてですね（検討したいと）、あの、6月、また来月、会議を行わなければならないと考えていますので、その段階でですね、「どのような方向性で。」っていうのをちょっと決めればなと思っておりますので、はい、よろしくお願ひします。

●福井委員 市長に報告を、中間報告をするっていうことですか。

●佐藤副会長 市長じゃなくて、市民（に対して）でしょ。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） そういう考えと聞いておりますけれども、

●福井委員 「今月中に、市長に答申出す。」っていう予定じゃなかったでしたっけ。

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） あの、予定はそうなんですけれども、議論が最終的に固まらなければ答申ができないのですよね。まず、それがどうなるか。6月の会議にもよりますし、また、あれですよ、中間報告、今、会長さんのお話しはあれですよ、  
「市民に対して、まあ、これまでの議論を（報告したい）」ということですよ。

●高野会長 そうそう。市民周知の部分について、まあ、委員の方からこれまで、今、このメンバーじゃない前の年度とかのメンバーの方からも、やはり、まあ、「市民周知の部分については、少し考えるべきではないか。」という意見が結構出ていましたので、それをもう、何年も前から出てるものをずっと置き去りにして、まあ、審議会を進めるわけにもいきませんので。ちょっと、我々がこれだけ手間をかけて、時間をかけて作業した内容については、やはり、まあ、きちんと「市民あつての条例」、「市民が一番使いやすいものになければならないという条例」かと思っておりますので。もっと愛着を持ってやっていただけるような条例作りとして、市民向けに説明会、説明会というか、まあ、どういう手法がいいのかっていうのは、多分、次回議論してもらわなければならないかなと思っておりますが、パブリックコメントを答申案の後に出すのではなくて、中間報告案のときに実施してもらおうかどうか。

まあ、後は説明会の他にも、色んな手法が多分考えられるとは思いますが、できるものとできないものがあるかと思っておりますので、そこも含めて事務局とちょっと、次回ですよ、協議して報告するという形に思っているんですけど。

●佐藤副会長 そうですね、

## (2) その他

●高野会長 それでは、次の（開催日程ですが）、時間もあれなんですけど、次の会議の日程を、ちょっと、事務局の方からあれば、

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） 次回の開催予定ですけれども、6月の16日の週で開催をしたいと考えております。それで、時間帯は今回と同じ時間帯ということになりますけれども、次回は前年度の市民参加の状況等の報告を当初、あの、年度の当初にやっている経過もありますので、まあ、そういった報告も住民投票だけではなくてですね、その報告もさせていただければと考えておりますので、御予定の方をお願いしたいと思います。もし、現時点で御都合の悪い日とかございましたら、教えていただきたいのですけれども。

### 【委員日程調整】

●高野会長 次回は6月18日の6時半、時間はこの時間で。

あと、事務局の方から何か連絡事項は、

○事務局（中村市民自治推進課長補佐） 正式には、また文書で通知したいと、日程については通知したいと思います。

一応、事務局で準備しているのは以上ですので、特にございません。

●高野会長 時間も10分くらい過ぎてしまったんですけども、26年度の第1回目の市民自治推進会議を終了したいと思います。皆さん、長い時間お疲れ様でした。

●会場 どうもありがとうございました。お疲れ様でした。

○事務局（加賀谷市民自治推進課長） ありがとうございました。

## 3 閉会